

平成 24 年度

事 業 計 画
收 支 予 算 書

公益財団法人東京しごと財団

目 次

事業計画

はじめに	3
【公1：高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定されるシルバー人材センター事業など高年齢者のいきがいの充実及び社会参加の促進を図るために必要な事業】	
【I】 雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発	4
【II】 シルバー人材センター事業等の推進	5
I シルバー人材センターの運営に関する援助、育成等	6
II 高齢者のための就業機会の確保及び提供等	10
III シルバー人材センター一般労働者派遣事業	12
IV シルバー人材センター向け人材開発コース	14
V 職域拡大技能講習	15
VI シニアワークプログラム地域事業	16
【公2：雇用・就業に関する相談、講習、能力開発等の事業、並びに、女性・高年齢者・障害者等の就業に関する個別支援事業】	
【I】 雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発（再掲）	17
【II】 障害者就業支援事業の推進	18
I 障害者に対する就業推進（総合コーディネート事業）	19
II 中小企業に対する支援	22
III 障害者に対する多様な委託訓練	23
【III】 東京都しごとセンター事業の推進	25
I 東京都しごとセンター事業の管理運営	27
II 総合相談窓口の設置、多様な働き方に対する支援	28
III 若年者の雇用就業支援	30
IV 中高年者の雇用就業支援	35
V 高年齢者の雇用就業支援	37
VI 女性の再就職支援	40
VII 就職氷河期世代特別支援	42
VIII 中高年正規雇用離職者早期再就職支援	43
IX 東京都しごとセンター多摩事業	44
【IV】 緊急就職支援事業の推進	46
【収1 損害保険の代理業】	
シルバー人材センター会員等に係る損害保険に関する代理業	47
平成24年度 公益財団法人東京しごと財団 事業体系	48

收支予算

平成 24 年度収支予算書	53
平成 24 年度収支予算書内訳表	59

資金調達及び設備投資の 見込みを記載した書類 65

参考資料

平成 24 年度収支予算書（資金ベース）	69
----------------------	-------	----

事業計画

はじめに

リーマンショックからようやく回復の兆しを見せていた日本経済は、東日本大震災やギリシャに端を発した欧州債務危機、タイにおける大洪水等の影響により、再び厳しい状況に直面している。国内の景気動向や雇用情勢の悪化が懸念される中、平成23年4月に公益財団法人として新た一步を踏み出した東京しごと財団（以下、「財団」という。）は、若年者から高齢者までの幅広い年齢層の都民を対象とした雇用・就業支援を着実に実施するとともに、社会情勢に応じて変化する都民の多様な就業ニーズに対しても、これまで以上にきめ細かな支援により対応していく。

シルバー人材センター事業については、平成24年4月の全都内シルバー人材センターの公益社団法人化を機に、適正かつ安定的に自律的経営が推進されるよう支援していく。具体的には、会員の就業途上事故の重篤化を防止するため、自転車利用時の安全確保に取り組み、安全就業の一層の推進を図る。また、就業確保実態調査を行い、シルバー人材センターが就業開拓に取り組むための支援を行う。さらに、専門家等による巡回指導により、適正な請負契約の推進や会計処理の適正化を進める。

障害者就業支援事業については、総合コーディネート事業による障害者の就業機会拡大を図るための普及啓発や就活セミナー実施等による支援を着実に実施するとともに、東京ジョブコーチの養成事業の直営化、都の助成金対象企業への巡回相談等により障害者の職場定着支援を図る。また、委託訓練により職業訓練機会の提供を図り、習得した知識を基に就業支援を行う。

東京都しごとセンター事業については、求職者の多様なニーズにきめ細かく、的確に対応していく。特に、新卒未内定者等向け支援及び女性向け支援を強化するとともに、引き続き就職氷河期世代、高齢者等への効果的・効率的な就業支援を図る。また、東京都しごとセンター多摩においても、地域関係団体との一層の連携やキャリアカウンセリングを主体とした就業支援プログラムの実施によりサービスの充実を図る。

緊急就職支援事業については、東日本大震災で被災された方や震災の影響により離職を余儀なくされた方等にジョブコーディネーターによるきめ細かな支援や採用企業への助成金支給等により雇用を促進する。

以上の方針を踏まえ、財団は東京都しごとセンター指定管理者として、管理運営を適切に行うとともに、各事業のノウハウ蓄積に努め、公共職業安定所、事業主団体、就労支援センター、関係行政機関等と密接に連携し、都民サービスの一層の向上に向け、雇用・就業支援を推進していく。

【公1：高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定される シルバー人材センター事業など高年齢者のいきがいの充実 及び社会参加の促進を図るために必要な事業】

【I】雇用・就業に関する調査・研究、 情報の収集・提供及び普及啓発

財団では、シルバー人材センター事業の支援や障害者就業支援事業、東京都しごとセンター事業等を実施し、幅広い都民の雇用・就業促進に取り組んでいる。

こうした多岐にわたる事業を効果的・安定的に運営していくため、雇用・就業及び財団運営に関する調査・研究を行うとともに、財団事業についての普及啓発活動を実施する。

1 調査・研究

財団事業をより一層効果的・安定的に展開していくため、雇用・就業に関する情報の収集を行うとともに、課題の把握、解決に向けた具体的な施策を立案するため、調査・研究を行う。

2 普及啓発

(1) ホームページの運用

財団ホームページを有効活用し、イベントやセミナー等の最新情報の提供などの広報を行う。

また、東京都の監理団体として、事業計画や收支予算書などについてホームページを通じて情報公開を行う。

(2) 年報の発行

財団の事業沿革、業務統計等についてとりまとめた年報を発行する。

【Ⅱ】シルバー人材センター事業等の推進

シルバー人材センター事業は、昭和 49 年に東京都高齢者事業団が発足して以来 38 年を迎え、会員数も 8 万 8 千人を超える、契約金額も 330 億円を超える規模にまで発展した。一方、発足から 38 年を経てシルバー人材センターを取り巻く状況は大きく変化してきている。

シルバー人材センター事業において、安全就業は最重要課題の一つであるが、会員の高齢化等に伴い事故が重篤化する傾向にある。また、長引く景気の低迷により、シルバー人材センターでは契約金額が減少する一方で、入会希望者が増加し、会員数については団塊の世代の加入や高齢人口の増加により伸び続けることが予想される。さらに、平成 24 年 4 月には都内全シルバー人材センターが公益社団法人への移行を完了し、地域に根ざした自律的経営がこれまで以上に求められている。

このような状況を踏まえ、平成 24 年度については、次の 4 点に重点的に取り組みシルバー人材センター事業の推進を図る。

第 1 安全就業の推進

シルバー人材センターの安全就業の体制を整理し、事務局の安全担当者（安全就業推進員）の育成を図ることで、自律的な安全就業推進体制を整えていく。また、事故が多い職種の安全対策を推進するため、その就業規模が大きいなどのシルバー人材センターと共同して課題解決に取組み、安全対策の具体化を図る。

就業途上においては、自転車利用時の事故が多く、また重篤化する傾向があるため、引き続き自転車利用時の安全対策を推進する。

第 2 就業機会の確保

シルバー人材センターに適した就業機会を確保するため、就業開拓ワーキンググループを設置し、安全・適正就業等を考慮しながらシルバー人材センターに適した仕事（分野）を検討する。また、しごとネット運用時の相互協力体制の整備を行うなど広域調整を強化し、就業機会の確保を図る。

平成 16 年の自治法改正により、シルバー人材センターは政策目的随意契約の対象団体となった。今後も既存契約を良好に履行することで継続受注を目指すとともに、地域に貢献しているシルバー人材センターの活動を広報・PR しながら、自治体に同制度の活用を働きかけ、新規受注を目指す。

第 3 適正就業の推進

適正な請負契約についての推進方針や自主点検を活用して適正な契約を推進する。また、契約に関する会員の意識を啓発するため、シルバー人材センターと会員間の契約書モデルを示す。引き続き、適正就業指導員による巡回指導等を行うとともに、国による指導に事前に十分に対処しておくとともに、指導が入った時は迅速に対応するなど適正就業の推進を図る。

第 4 シルバー人材センターの経営支援

公益社団法人として円滑な運営が図れるよう、引き続き専門家を活用した巡回指導等を行う。また、公益社団法人の運営や事務局職員の一層の能力向上に資する研修を実施することで、シルバー人材センターの人材育成を支援する。

事 業 計 画

I シルバー人材センターの運営に関する援助、育成等

財団が都内58区市町村と締結している出捐協定及びシルバー人材センターと締結している覚書に基づき、出捐金の運用収入等を財源として、シルバー人材センターに対する援助・育成等の事業を実施する。財源については、基本財産の運用収入の低減等により厳しい状況に置かれているため、テキストの販売等により収入確保を図るとともに、効率的な事業実施及び事業規模の確保に努める。

1 事業運営に関する援助及び指導

シルバー人材センター組織及び事業の運営に関して相談・調整・指導等を実施し、事業の円滑な運営を図る。

(1) 日常業務に対する援助、指導

シルバー人材センターの運営上で発生する規程類の解釈など組織運営上の諸問題や契約書の処理など事業運営上の諸問題について、隨時相談・調整・指導を行う。特に適正な請負契約を推進するために、適正な請負契約における推進方針や自主点検を活用するとともに、就業の際にシルバー人材センターと会員との間で取り交わす契約書のモデルを示し、請負に関する会員の理解を深める。

また、国による指導に日頃から十分に対処しておくとともに、指導が入った際には迅速に対応するなど適正就業の推進を図る。

(2) 事業運営等に対する法律相談・会計指導

法人の運営や会員の就業など様々な問題について、弁護士及び公認会計士による専門相談を実施し、専門的な立場からの相談、指導を行う。

(3) 会計処理等に対する実務指導

シルバー人材センターの会計処理の適正化や内部牽制制度の実効確保のため、また公益社団法人として円滑な運営が図れるよう、専門家による巡回指導等を実施する。

(4) 事業実績の収集・提供

効果的・効率的な事業運営をしていくための基礎資料としてシルバー人材センターの事業実績を収集・分析するとともに、その結果をシルバー人材センターや関係機関等へ提供する。

(5) 就業機会確保事業（活動分野拡大事業）

シルバー人材センターに適した就業機会を確保するため、就業開拓ワーキンググループを設置し、安全・適正就業等を考慮しながらシルバー人材センターに適した仕事（分野）を検討する。また、しごとネット運用のマニュアル化や運用時のシルバー人材センター間の相互協力体制の整備を行うなど広域調整を強化し、就業機会の確保を図る。

(6) 財団発行のシルバー人材センター研修テキスト等の頒布

研修テキスト・ビデオ等について一層の利用拡大に向けて積極的にPRを行うとともに、ホームページで購入申込を受け付け、購入手続きの利便性を確保

する。

また、転倒予防体操D V D等を作成し安全就業の推進に役立てる。

2 安全就業

シルバー人材センターの安全就業の体制を整理し、事務局の安全担当者（安全就業推進員）の育成を図る。また、事故が多い職種の安全対策を推進するため、その就業規模が大きいなどのシルバー人材センターと共同して課題解決に取組み、基準等の見直しなど安全対策として具体化していく。

就業途上においては、自転車利用時の事故が多く、また重篤化する傾向があるため、引き続きヘルメット着用推進や自転車の安全な乗り方ガイドによる普及啓発、警察等と連携した講習会の実施などを行い、自転車利用時の安全対策を推進する。

また、より早く正確な事故情報等を収集し、集計・分析結果をシルバー人材センターに提供するための事故システムを改修するとともに、事故の情報をとりまとめた安全通信を定期的に発行する。

さらに、会員自らが就業中や就業途上での事故を未然に防止し、安全に就業していくため、研修等のあらゆる機会を通じ意識啓発を図る。

(1) 安全就業強化月間

7月を安全就業強化月間と設定し、シルバー人材センター安全大会の実施や安全就業の啓発ポスター・チラシの作成・配布など、集中的に安全対策事業を展開し、全般的な安全（事故防止）に対する意識の高揚を図ることにより、シルバー人材センターの安全就業の取組みを支援する。

(2) 安全就業推進連絡会議

都内シルバー人材センターが一体となって安全就業を推進するため、地域ブロックの代表等で構成する連絡会議を開催し、年間計画や重点対策などの取組みを検討する。

(3) 安全・適正就業パトロール指導員の配置（P 11掲載）

(4) 普及啓発のための各種教材の作成・貸出し

安全就業読本を作成するとともに、財団所有の安全就業教材やビデオテープ等の貸し出しを行い、各シルバー人材センターの安全就業の取り組みを支援する。

3 普及啓発

都民に対して、イベント等のあらゆる機会を通じて、シルバー人材センターの理念と事業を幅広く普及啓発し、シルバー人材センター事業の充実と拡大を図る。

(1) 広報活動

10月を広報活動強調月間と設定し、東京しごとセンターの特設展示コーナーを活用するなど、財団、シルバー人材センター、東京都及び区市町村が一体となって統一的かつ広域的な広報活動を行う。併せて10月に各シルバー人材センターが統一的に広報活動に取り組む日としてシルバーの日を設定し、シルバー

人材センターの広報活動を促進する。また、年間を通じてイメージキャラクター「シルバーくん」や広報資材等を活用し、各シルバー人材センターとともにシルバー人材センター事業の充実と就業の拡大を図る。

(2) シルバーとうきょうの発行等

シルバー人材センター、他県の連合や関係行政機関との相互理解・連携を図るためシルバーとうきょうを発行する。シルバーとうきょうはホームページにおいても閲覧可能とし、広くシルバー人材センターの情報を発信する。

4 役職員等の研修等

第8次職員問題検討委員会において報告された役職員等研修体系に基づき、計画的・体系的に実施していく。また、公益社団法人の運営についてや事務局職員の一層の能力向上に資する研修を実施することで、シルバー人材センターの人材育成を支援する。

(1) 役員等研修

シルバー人材センター事業運営の中核を担う理事等役員に対し、その職責、役割の重要性を認識させるとともに、自主・自律的に事業運営を行うために必要な知識、手法を付与する。

ア 理事研修

イ 監事研修

ウ 安全リーダー研修

(2) 職員研修

シルバー人材センター事業の理念、事業の抱える課題、運営に関わる一般的及び専門的知識や情報を提供し、事業の拡大・発展の中心的役割を担う人材を育成する。

ア 職層別研修

(ア) 若手職員研修

(イ) 中堅職員研修

(ウ) 管理・監督者研修

イ 一般研修

(ア) 課題研修

(イ) 実務研修

(ウ) 悉皆研修

ウ 昇任選考研修（事務局長代理・次長・主任への昇任対象者）

エ 職員研修派遣

シルバー人材センター事務局の活性化と職員の能力開発を図ることを目的として、職員の研修派遣を行う。昇任時には悉皆研修とし、希望者等に対しても特別研修として積極的活用を促す。

(3) シルバー人材センターフォーラム

シルバー人材センターの表彰や事業の基本理念に基づく組織活動や就業に関する取り組みの発表など、シルバー人材センター同士の研鑽や交流を図る場と

して、10月にシルバー人材センターフォーラムを実施する。

(4) シルバー人材センターが実施する研修の支援

シルバー人材センターが実施する研修（ブロック研修を含む）に関して、企画の相談及び講師の紹介、講師としての財団職員等の派遣、教材及び情報の提供等を行う。

5 事務局職員の勤務条件等の調整及び福利厚生事業への助成

シルバー人材センター事業を推進するうえで、統一的に取り扱うことが望ましい事務局職員の労働条件、任用制度等について調整等を行う。

(1) 職員の任用、給与制度等の調整及び指導

職員の任用、給与制度等について調整及び指導を行う。

(2) 職員昇任選考委員会

職員の昇任研修及び選考・考查に関して、その一体性と公平性を確保するため、職員昇任選考委員会を開催し、必要に応じて研修・考查内容の検討を行う。

(3) 職員問題検討委員会

職員の勤務条件、任用制度、人材育成等の課題を検討する。

(4) 東京都シルバー人材センター職員互助会に対する助成

職員互助会の自主的運営を支援するため、間接的支援として職員互助会に対して助成する。

6 関係団体等との連携

シルバー人材センター事業の積極的な推進を図るため、東京都及び東京労働局との連携を図るとともに、区市町村等との連絡会議（関係機関連絡調整会議）を開催する。

また、今後も社団法人全国シルバー人材センター事業協会と連携を図っていく。

II 高齢者のための就業機会の確保及び提供等

東京都シルバー人材センター連合として東京都の指定を受けた財団（以下、この章においては「連合」という。）は、シルバー人材センターの事業の発展・拡充を目指し、国から受け入れる高年齢者就業機会確保事業費等補助金（以下「連合交付金」という。）を基に、高齢者の就業機会確保のための事業を実施する。

1 連合事業の実施及び連合交付金の交付

シルバー人材センターの運営に関する援助及び業務遂行上の調整を行うとともに、シルバー人材センターが実施する運営費補助事業等に係る連合交付金を交付する（58地区活動拠点及び2支部を対象）。

(1) 連合事業に関する指導・調整

シルバー人材センターに対する総合調整機能を發揮するとともに、円滑・効率的な事業運営を促進するための指導・調整を行う。

(2) 無料職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、シルバー人材センターと連携して無料の職業紹介事業を行う。

(3) 連合交付金の交付

シルバー人材センターが実施する運営費補助事業、企画提案方式による事業に対して、連合交付金を交付する。

2 連合の会議

シルバー人材センターと協議・調整及び連携を行い、連合事業の円滑な推進を図るため、連合の会議を開催する。なお、開催にあたっては、多摩地域での開催も考慮する。

(1) 会長会議

シルバー人材センター事業の基本的事項に関することや連合の事業計画等について協議を行う。

(2) 事務局長会議

事業運営に関する具体的な事項について協議・調整を行う。また、事務局長会議に総務部会及び事業部会を置き円滑な運営を図る。

(3) 実務担当者会議

事業運営上の実務に関して、実務担当者同士の情報の共有化を図る。

(4) ブロック連絡会

シルバー人材センターの意向をより活かした連合事業を実施するため、ブロックの現況や連合に対する要望等について、シルバー人材センター会長と連合幹部とが相互に情報交換を行う。

3 活動分野拡大事業

P 6 (5)就業機会確保事業と併せ、シルバー人材センターとの連携による就業の開拓、広域にわたる仕事の仲介等を実施する。

- (1) シルバー人材センターとの連携による就業の開拓
- (2) 広域的受注調整
- (3) 勉強会等の実施
- (4) 企業向けパンフレットの作成

4 安全就業パトロール指導員、適正就業指導員の配置

会員の安全・適正就業と事故防止を推進するため、指導員を2名配置し、シルバー人材センターへの巡回指導を行う。また、安全・適正就業に関する相談や研修の講師を行い、シルバー人材センターの安全・適正就業の徹底を図る。

III シルバー人材センター一般労働者派遣事業

平成16年6月の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、シルバー人材センター事業の範囲内（臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務）で、シルバー人材センター連合が東京労働局へ届出することにより一般労働者派遣事業をシルバー人材センターで行うことが可能となった。

本事業はシルバー人材センター連合とシルバー人材センターが各々の役割分担に基づき、一体となって実施するものであり、シルバー人材センター連合とシルバー人材センターの役割を整理したうえで、これまでの事業の実施状況や一般労働者派遣事業を取り巻く環境等を踏まえながら、適正な事業運営が図れるように実施していく。

1 派遣の仕組

(1) 財団

シルバー人材センター連合本部である財団が実施主体（派遣元事業主）として、派遣先との契約や派遣労働者（派遣されるシルバー人材センター会員）との労働契約の当事者となる。なお、当事業に係る事務処理等は当該シルバー人材センターに委任する。

(2) シルバー人材センター

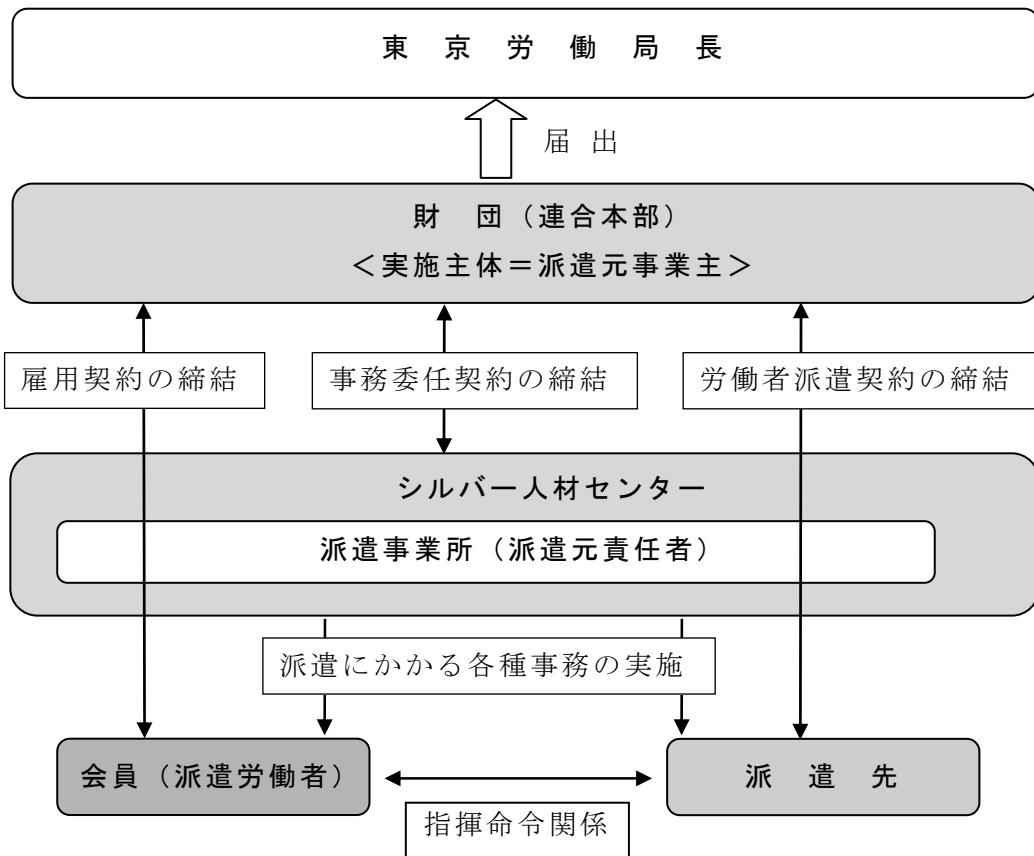
派遣元事業主である財団から委任を受け、当事業に係る事務処理等を行う。

2 平成24年度届出センター

3 地区シルバー人材センター

（荒川区・葛飾区・東久留米市シルバー人材センター）

公益財団法人東京しごと財団が届出により実施する
シルバー人材センター一般労働者派遣事業



- 派遣元事業主=公益財団法人東京しごと財団（シルバー人材センター連合本部）
- 派遣元責任者=シルバー人材センターの職員（派遣元事業主=財団が委嘱する）
業務内容：就業会員の選定、労働契約の締結、労働条件通知書、就業明示書の交付等
- 派遣事業所=シルバー人材センター内に設置する財団の事業所
- シルバー人材センター職員は、派遣事業所長（=シルバー人材センター事務局長）
を補佐し、派遣事業に必要な事務処理を行う。

IV シルバー人材センター向け人材開発コース

シルバー人材センター向け人材開発コース（シルバー人材センター就業支援講習）は、シルバー人材センターでの就業を希望する就業意欲のある高齢者が、シルバー人材センターの希望分野で働くことができるよう必要な基礎知識を付与とともに、既会員の新たな就業分野へのチャレンジを支援する目的として実施する。

実施にあたっては、講習の地域展開や期間の短期化を図るとともに、不得意就業分野の克服を希望する会員のための科目受講を実施し受講者の利便性向上を図る。

また、地域ごとに異なる受講ニーズにきめ細かに対応する地域提案型講習の実施や、専門講師がシルバー人材センターの就業現場に出向き、就業現場の実情に合った指導を行う就業現場技術指導を実施するなどし、地域会員の就業機会の拡大や定着を図る。

（講習の実施規模）

区分	内 容
実施回数	24 講習
実施科目	毛筆筆耕、襖の張替え・障子の張替え、パソコン出張サービス、植木の剪定、福祉・家事援助サービス（ハウスクリーニング）、D I Y、ステップアップ接遇 など
日 数	1 講習 平均 5 日
定 員	計 480 人

V 職域拡大技能講習

多様化する会員ニーズに対応し、就業機会の拡大を図るため、センターにおいて今後拡大が見込める就業分野を選び、コーディネーター、リーダー等キーパーソンとなる会員のレベルアップを図ることを目的として実施する。

平成24年度は、事務系就業を希望する会員の専門性を高め、就業拡大を図るためのホワイトカラー就業支援講習（IT講習）、福祉・家事援助サービスにおける会員コーディネーター養成のための福祉・家事援助サービスコーディネーター講習、サービス分野（窓口対応等）におけるリーダー養成のためのサービス分野リーダー養成講習を実施する。

（コースの実施規模）

区分	内 容
実施回数	5回
実施コース	ホワイトカラー就業支援講習（IT講習）（2回） 福祉・家事援助サービスコーディネーター講習 サービス分野リーダー養成講習（2回）
日 数	1コース 平均3日
定 員	計 120人

VI シニアワークプログラム地域事業

シニアワークプログラム地域事業は、高年齢者の雇用就業機会の確保を促進することを目的として、国からの委託を受けて、就職を希望する55歳以上の高年齢者を対象に、雇用を前提とした技能講習、就職支援等を実施する。

国（東京労働局）において採択された財団のシニアワークプログラム地域事業企画提案書に基づき、各種学校、企業等のノウハウを活用し、高年齢者の新たな就職分野の拡大と地域展開を進めることにより、効果的な事業を実施する。

1 普及啓発

事業主団体及び個別企業に対して、各種媒体の活用や個別対応により、高年齢者活用の機運を高めるための意識啓発を行うとともに、事業のPRを行い、シニアワークプログラムへの参加勧奨を行う。

また、高年齢者に対して、各種媒体を利用し、事業のPRを行い、シニアワークプログラムへの参加勧奨を行う。

2 技能講習

就職するために必要な知識・技能を付与するための技能講習を各種学校、企業、団体等と協力し、実施する。

（実施規模）

区分	内 容
実施回数	30回
実施コース	訪問介護員2級、集合住宅管理員、総務補助スタッフなど
日 数	1コース 平均9日
定 員	計 715人

3 職場体験

就職するために必要な仕事内容や事業主等のニーズを理解するための職場（職業）体験を各種学校、企業、団体等と協力し、実施する。

（実施規模）

区分	内 容
実施分野	保育補助、集合住宅管理、オフィスクリーニングなど
定 員	計 1,015人

4 就職支援等

高年齢者雇用に関する労働市場の状況分析や企業への高年齢者雇用の勧奨を行うとともに、きめ細かな就職支援により講習修了者と求人企業とのマッチングの機会を拡大する。

また、講習修了者で就職に至らなかった者に対して、東京都しごとセンターの多様な就職支援メニューを最大限に活用しつつ、引き続き就職に結びつけるためのフォローアップを行う。

**【公2：雇用・就業に関する相談、講習、能力開発等の事業、
並びに、女性・高年齢者・障害者等の就業に関する個別支
援事業】**

**【I】雇用・就業に関する調査・研究、
情報の収集・提供及び普及啓発（再掲）**

財団では、シルバー人材センター事業の支援や障害者就業支援事業、東京都しごとセンター事業等を実施し、幅広い都民の雇用・就業促進に取り組んでいる。

こうした多岐にわたる事業を効果的・安定的に運営していくため、雇用・就業及び財団運営に関する調査・研究を行うとともに、財団事業についての普及啓発活動を実施する。

1 調査・研究

財団事業をより一層効果的・安定的に展開していくため、雇用・就業に関する情報の収集を行うとともに、課題の把握、解決に向けた具体的な施策を立案するため、調査・研究を行う。

2 普及啓発

(1) ホームページの運用

財団ホームページを有効活用し、イベントやセミナー等の最新情報の提供などの広報を行う。

また、東京都の監理団体として、事業計画や收支予算書などについてホームページを通じて情報公開を行う。

(2) 年報の発行

財団の事業沿革、業務統計等についてとりまとめた年報を発行する。

【Ⅱ】障害者就業支援事業の推進

社会の一員として障害者が自立するためには、就業して生活することが最も重要なことの一つとなっている中、障害者の雇用・就業の一層の促進が強く求められる。そして、一般就労を希望するすべての障害者に対する職業訓練や職場体験実習等の機会の提供、関係機関と連携した支援体制の構築が重要となっている。

平成23年6月1日現在の東京都内における障害者の実雇用率は、1.61%（全国ベース1.65%）となった。障害者雇用促進法の改正により新たに納付金制度の適用対象となった200人を超える300人以下の企業を含めて、障害者を新たに雇用しようとする中小企業の実雇用率は依然低い水準にとどまっている。

こうした状況の下、障害者の一般就労支援を充実し、職業的自立を促進するため、普及啓発から就業支援、職場定着支援まで、全都的な視点で関係機関や企業等と連携した総合コーディネート事業を拡充し、障害者の就業支援に取り組む。

1 障害者の就業推進事業（総合コーディネート事業等）

障害者の一般就労に向けた各種支援を行う就業推進事業では、普及啓発のための企業向けセミナーから障害者の職業意識を形成するための就活セミナー、さらに職場体験実習の場の提供や企業合同説明会など、多面的に事業を開拓することにより、障害者の雇用・就業機会の一層の拡大を図る。

また、東京独自のジョブコーチを養成、企業へ派遣し職場定着を一層推進するために「東京ジョブコーチ支援事業」を推進するほか、都から委託を受け、東京都の中小企業障害者雇用支援助成対象企業を巡回訪問し、障害者雇用に関する諸制度や労務問題等の相談を行い、障害者の雇用促進及び円滑な職場定着を図る。

さらに、障害者就業支援情報コーナーを通じて、障害者や支援機関、事業主（企業）等に対し障害者就業支援に関する各種情報提供を行う。

2 障害者委託訓練事業

東京都からの委託事業である障害者委託訓練事業では、障害者の訓練受講機会が不足している状況に対応するため、委託訓練の実施が可能な企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等を開拓し、障害者の希望、企業の求人ニーズに応じた委託訓練をコーディネートすることにより、就業に必要な基礎的な知識・技能・労働習慣等を習得する機会を提供する。

事 業 計 画

I 障害者に対する就業推進（総合コーディネート事業等）

職場体験実習等から雇用・就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、地域の就労支援機関など関係機関と連携を図りながら、障害者の一般就労に向けた相談及び普及啓発、職場定着支援を行う。

1 障害者に対する雇用・就業支援に向けたコーディネート

(1) 障害者を対象とした「就業に関する相談会」

知的障害者や精神障害者等を対象に、関係機関と連携し就業に関する相談会を実施する（4回）。

(2) 企業見学会・交流会

既に企業等で一般就労している障害者と求職者の交流会を開催し、情報交換の場を設ける（2回）。

(3) 障害者を対象とした企業合同説明会

公共職業安定所の協力を得ながら参加企業を募集するとともに、地域就労支援機関等を通じて参加希望者を募り、企業合同説明会を実施する（2回）。

(4) 障害者就活セミナー

知的障害者及び精神障害者等を対象に、働くことの意義や目的の理解、基礎的なビジネスマナー、模擬面接等、就職活動を行う上で必要となるノウハウを身につけるためのセミナーを実施する（4回）。

(5) 施設内訓練修了生追跡調査・指導等

心身障害者職能開発センターの施設内訓練修了生に対する就業状況の継続調査や職場定着に向けた指導・助言、再就職相談等の支援等を実施する（通年）。

2 企業に対する障害者雇用へのコーディネート

(1) 法定雇用率未達成企業を対象とした「普及啓発セミナー」

公共職業安定所と連携し、主に中小企業事業主に対して障害者雇用の意識醸成を図るための「普及啓発セミナー」を地域就労支援機関等との共同開催等により実施する（5地域：計6回（中央・2回、城南、城東、城北、多摩・各1回））。

(2) 企業見学会（新規）

障害者雇用未経験企業を対象に、障害者を雇用している企業の見学会を開催する（1回）。

(3) 特例子会社向けセミナー

障害者の雇用拡大につながる特例子会社の運営等のための特別講座を開催する（1回）。

(4) 職場体験実習

障害者雇用支援アドバイザーが職務分析や業務の切り出し等職場体験実習生受入れに必要なノウハウを助言することを通じて、職場体験実習企業を開拓・

登録し、地域就労支援機関等への情報提供や調整等を行う。また、職場体験実習面談会を開催し、職場体験実習希望者に職場体験実習の機会を提供する。

さらに、障害者雇用の進んでいない企業に対して積極的に雇用の検討を促すため、職場体験実習の際に実習生の損害保険適用を行うことにより、職場体験実習の推進を図る（面談会4回）。

(5) 障害者雇用企業等情報連絡会

障害者雇用企業等が、障害者雇用の悩みや問題点を相談するなど、自由に意見・情報交換できる場を設定することにより、企業の雇用意識の啓発、雇用促進等を図る（3回）。

3 関係機関等との連携

(1) 一般就労に向けた意識啓発セミナー

福祉施設の職員や障害者の保護者等に一般就労の現状や問題点等を理解してもらい、福祉的就労から一般就労への移行を推進するための意識啓発セミナーを開催する（2回）。

(2) 就労支援関係機関との意見交換会

地域就労支援機関等との連携を強化するため、就労支援のノウハウや実施等の情報を共有化するとともに、障害者が職業的自立を図れるよう意見交換を行う（産業労働局、福祉保健局と共催実施。2回）。

(3) 障害者雇用に関する情報発信

障害者就業支援に役立つ事業情報を収集・構築し、ホームページや機関誌、連絡会等を通して普及を図る。また、障害者の一般就労の現状や企業の取組等について広く理解を深めるため、障害者雇用支援月間にシンポジウムや展示会等の普及啓発事業を実施する。

4 障害者就業支援情報コーナーの運営

東京しごとセンター5階の障害者就業支援情報コーナーにおいて、事業主や障害者、支援機関等に対し障害者就業支援に関する各種情報の提供を行う。また、必要に応じて総合コーディネート事業や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業などの関連事業へ適宜誘導する。

5 職場定着支援（東京ジョブコーチ支援事業）

障害者の雇用及び職場適応を進める上で、ジョブコーチによる支援は有効であり、かつニーズも高いが、国が認定するジョブコーチが不足しており支援が十分に行き渡っていないのが現状である。そのため、財団が東京都版のジョブコーチを独自に養成する。また、民間団体等を活用し、障害者雇用を検討している企業や初めて障害者を雇用する中小企業等にジョブコーチを派遣し、柔軟かつ迅速な支援を行うことにより、障害者の職場定着を推進する。

(1) 東京ジョブコーチ人材養成研修事業

財団が、就労支援機関や福祉施設、障害者雇用経験のある企業退職者等でジ

ジョブコーチ希望の方に対して、ジョブコーチの人材養成研修を実施し、修了者を「東京ジョブコーチ」として認定・登録する（24年度養成：10人程度、総登録ジョブコーチ：60人程度）。

また、幅広い支援に対応するため、財団が「東京ジョブコーチ」に対して、「継続研修」及び「能力向上研修」を行い、支援技術等の向上を図る。

(2) 東京ジョブコーチ職場定着支援事業

民間団体等に委託し、企業や障害者、地域就労支援機関の要請に応じて「東京ジョブコーチ」を企業等へ派遣し、障害者の適性に応じた業務の検討・組み立てや通勤支援、職場環境に係る助言等、職場定着を円滑に図るための支援を行う（480人）。

II 中小企業に対する支援

大企業と比較して障害者雇用率の低い中小企業における障害者雇用の取組を促進するため、東京都が実施する中小企業障害者雇用支援助成対象企業に対する巡回相談等の支援を行い、障害者の職場定着の円滑化を図る。

1 巡回相談

助成対象企業を巡回訪問し、障害者雇用に関する諸制度や労務問題等についての相談に応じる。

2 普及啓発

助成対象企業に対し、東京都や財團等の実施する各種事業の周知及び障害者雇用に関する各種助成金の情報提供等の普及啓発を行う。

3 情報収集

助成対象企業の事業主や働いている障害者への聞き取り等を通して、障害者雇用の現状や諸課題を把握するなど、中小企業の雇用促進及び職場定着の向上に向けた情報収集を行う。

III 障害者に対する多様な委託訓練

雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、障害者の職業訓練受講機会を大幅に拡充するため、東京都からの委託を受けて、地域の多様な委託訓練先を開拓するとともに、個々の障害者及び企業ニーズに対応した多様な訓練を実施する。

また、就職率の一層の向上を図るため、引き続き公共職業安定所や区市町村の就労支援センターと密接に連携し障害者に対する効果的な就業支援を行う。

さらに、企業等に現に在職中の障害者に対し、雇用継続を図るための「在職者訓練」を実施する。

1 訓練規模

年間 850 人

身体障害者、知的障害者、精神障害者等

2 訓練コース

- (1) 知識・技能習得訓練コース 訓練人員 470 人

民間教育機関等を活用して、就業に必要となる知識や技能の習得を目的として、3ヵ月以内の訓練を実施する。(民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を組み合わせたデュアルシステムによる訓練を含む)

- (2) 実践能力習得訓練コース 訓練人員 320 人

企業等の現場を活用して、職場実習による実践的な職業能力の開発・向上を図るため、3ヵ月以内の訓練を実施する。

- (3) e-ラーニングコース 訓練人員 30 人

職業能力開発施設への通所が困難な重度障害者等に対して、e-ラーニングのノウハウが蓄積された民間の教育訓練機関等を活用して、インターネットを活用したIT技能の付与を行う訓練(3ヵ月～6ヵ月以内)を実施する。

- (4) 在職者訓練コース 訓練人員 30 人

在職障害者(休職中の者を除く。)に対して、知識・技能の付与を通じて雇用の継続を図るため、3ヵ月以内の訓練を実施する。

3 委託訓練のコーディネート

障害者委託訓練コーディネーターを配置し、公共職業安定所等関係機関と連携して、委託訓練先の開拓及び就業支援等、委託訓練の円滑な実施をコーディネートする。

(1) 委託訓練先の開拓

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等多様な委託訓練先を開拓し、受講を希望する障害者及び企業の求人ニーズに応じた多様な訓練科目を設定する。

(2) 委託訓練のマッチング

障害者の受講希望内容に応じて、開拓した委託訓練先や訓練内容とのマッチングを行い、就業及び雇用の継続を念頭において委託訓練の実施に向けた調整

を行う。

(3) 委託訓練の進捗状況の管理及び就業支援等

訓練開始後は巡回指導等により、訓練の進捗状況の管理や必要な指導を行う。

訓練修了後は知識・技能の習得状況等の結果を公共職業安定所などに連絡し、その後の職業相談、職業紹介等の就業支援や雇用継続につなげる。また、区市町村の就労支援センター等と連携を強化し、就業支援等に向けた積極的な取組みを行う。

【III】 東京都しごとセンター事業の推進

東京都しごとセンターは、平成16年7月、東京都における雇用・就業に関する支援拠点として開設され、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、就業相談やキャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー・能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、雇用・就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供している。また、平成19年8月に国分寺市に東京都しごとセンター多摩を設置した。

昨今の都内の完全失業率や有効求人倍率は一時期に比べ回復傾向にあるが、依然として厳しい水準で推移しており、また、欧州の政府債務危機や円高等の経済活動への影響により、雇用情勢の先行きは厳しい状況にある。

こうした状況の中、東京都しごとセンターにおいては、増加する利用者や多様化するニーズに的確に対応し、都民の雇用就業の安定化に向けた迅速かつ、きめ細やかな支援を着実に実施する。

若年者については、就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリングを基軸として、個々人のニーズ・状況に応じた就職支援を実施するとともに、若年者と企業との交流の場である若者企業交差展や合同就職面接会等の実施により、直接のマッチング機会の場を提供する。また、依然として厳しい新規学卒者等の就職状況を踏まえ、就職活動を効果的に進められるようグループワークを中心とした就職力強化プログラムの実施、大学等のキャリアセンター職員向けに就職支援に関するセミナーの実施等、新卒未内定者等向け支援を強化する。あわせて、国からの委託を受けて、求職活動支援セミナー等により、就職活動のノウハウ提供等の就業支援を行う若年者地域連携事業を実施する。

中高年者については、豊富なノウハウを持つ民間就職支援会社に業務を引き続き委託し、就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリングや求職活動支援セミナーを実施するとともに、民間就職支援会社独自の求人情報を提供する。また、自ら積極的に就職活動を進められる利用者を対象にグループワーク形式のセミナーを新たに実施するとともに、正規雇用離職者の早期再就職を支援するための合同面接会等を実施するなど、利用者の状況に合わせた再就職支援サービスを提供する。

また、引き続き、就職氷河期世代特別対策として、主にパート・アルバイト等の非正規雇用で働く概ね30歳代を対象として、就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリング、グループワークを主体としたセレクト就コム、求職活動支援セミナー等の実施など、正社員採用に向けた再就職支援サービスを提供するとともに、緊急就職支援事業と連携して支援を推進する。

高齢者については、再就職支援ツールを開発したり再就職応援セミナーを実施したりするなど、就業相談等を強化することにより就業促進を一層図っていくとともに、就業支援総合セミナーにより、ライフプランの作成から再就職活動のノウハウまで総合的な情報提供を行う。さらに、専門スキルと実務経験を持つ人材と中小企業をマッチングさせる中小企業エキスパート人材開発プログラムを実施し、中小企業等へ人材を供給していくなど高齢者の再就職を支援する。

女性の再就職支援については、女性専用の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングをはじめ、長期の離職ブランクがある女性求職者層を対象とした女性再就職サポートプログラムや再就職支援セミナー、仕事と家庭の両立支援コーナーを引き続き実施する。加えて、サポートプログラム終了後、一定期間を経過しても未就職の修了生を対象にしたフォローアップセミナーを新たに実施し、就職活動へのモチベーションアップを図る。また、子供連れでも就業支援メニューが利用できるよう、利用者向け託児サービスを実施する。

東京都しごとセンター多摩においては、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の利用者に対して就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリングにより就職を支援するとともに、身近な地域における支援が有効なフリーター、女性、定年等退職者、新卒未内定者といった特定のターゲット層に対するセミナーや、就職に必要なパソコンのスキルを高める能力開発コース等の支援メニューを実施する。

また、中小企業団体や行政機関と連携し、地域での就職面接会を実施するなど効率的で効果的な事業を推進する。

事業計画

I 東京都しごとセンター事業の管理運営

財団は東京都しごとセンターの指定管理者として、東京都しごとセンターの管理運営を適切に行うとともに、東京都や国などの関係機関との連携による総合的な就業支援の実施、利用者ニーズへの適切な対応、一層のサービス向上と事業の効率化を図ることにより、東京都における雇用・就業対策を推進していく。

1 関係機関と連携した総合的な雇用・就業サービスの提供

東京しごとセンターには、東京都立中央・城北職業能力開発センター高年齢者校や再就職促進訓練室、東京都労働相談情報センター、公共職業安定所、東京都福祉人材センター、東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）、東京都職業能力開発協会等が入居し、雇用・就業に関連する様々な事業を実施している。

こうした機関と密接に連携し、雇用・就業に関する様々なニーズにワンストップで対応するとともに、国や区市町村、地域の関係機関等とも連携し、総合的な雇用・就業サービスを提供していく。

2 普及啓発

(1) 東京しごとセンターホームページの運用

東京しごとセンターのホームページを活用し、事業の紹介、各種セミナーの開催案内、関連情報の提供を行うとともに、インターネットを利用して、セミナーや能力開発等の申込みを受付ける。

また、東京都しごとセンター多摩においてもホームページを運用し、各種情報の提供に努める。

(2) 東京しごとセンター利用案内の作成

東京しごとセンターの施設概要、利用方法等をまとめた東京しごとセンター利用案内を発行する。

(3) 貸出施設利用案内リーフレットの作成

(4) 特設展示コーナーにおける情報発信

しごとセンターの1・2階フロアを活用し、財団事業及び入居機関による雇用・就業に関する情報をパネルや写真等の展示により発信する。

3 施設の提供

雇用及び就業の促進に関する会議、講習会等を行う団体・都民に対して、講堂・セミナー室の貸出しを行う。

区分	講 堂	セミナー室
定 員	300 人	51 人

II 総合相談窓口の設置、多様な働き方に対する支援

総合相談窓口や専門相談窓口を設置し、東京都しごとセンター利用者の多様な就業ニーズに適切に対応するとともに、多様な働き方に関するセミナー等を行うことにより、ライフスタイルや人生観・職業観に応じた多様な就業形態を選択できるよう支援を行う。

1 総合相談窓口の設置

東京都しごとセンターでは、若年者から高齢者まで幅広い年齢層を対象に多岐にわたる事業を展開している。東京都しごとセンター利用者が、多様な事業の内容や実施場所等を理解・把握し、迷わず適切なサービスを受けることができるよう、総合相談窓口を設置し、適切な相談窓口や外部機関の紹介等を行う。

2 事業所相談

事業主向けのサービスとして、人材活用に関する相談に応じるとともに、若年者の求人及び高齢者の求人については公共職業安定所と、中高年者を含む求人及び東日本大震災の被災者・避難者の求人については委託事業者と連携して求人申し込みの支援を行う。

また、東京都からWebサイト「しごと検索システム」の管理運営を受託し、インターネットで求人情報の提供を行う。

3 専門相談窓口の設置

雇用以外の多様な働き方や、職業適性、社会保険など、働くことと密接に関連する分野の専門的な相談窓口を設置し、助言や情報提供を行う。

(1) 起業・創業相談

起業・創業に関する具体的な課題、問題点に対して、専門の相談員がノウハウの提供やアドバイスを行う。

(2) 多様な働き方に関する相談

専門の相談員が、NPOやボランティアでの活動、在宅ワークなどの働き方に関する情報提供や助言を行うとともに、NPO等への就業体験の活用により、実践的な支援をあわせて行う。

(3) 職業適性相談

自分の適性や興味等自分自身をよく知った上で職業を考え選択することができるよう、職業適性検査を活用しながら、専門の相談員が職業適性に関する相談を行う。

(4) 社会保険・年金相談

社会保険労務士が、利用者の社会保険に関する正しい理解や将来の年金に関する認識を付与するため、社会保険や年金制度等に関する相談を行う。

4 多様な働き方に関する情報提供、普及啓発等

多様な働き方を紹介し、その普及を図るために、実践している先駆者や研究者等

を講師にセミナーを実施するほか、就業体験の機会を設けるなど総合的な情報提供を行う。

(1) 多様な働き方セミナー

在宅ワーク、派遣労働、NPOにおける就業などをテーマとしたセミナーを実施し、多様な働き方やワークスタイルについての情報提供を行う（620人）。

(2) NPO等での就業体験

NPO等での就業を希望する利用者を対象に、短期間の就業体験の機会を提供する（60人日）。

(3) 区市町村と連携したセミナー

セミナーや個別相談会などを区市町村と連携して実施する（25区市町村）。

5 情報の提供

職業適性診断、履歴書・職務経歴書の作成に利用できるパソコンを設置するとともに、求人情報誌、就職に関する各種書籍などを収集し、求職活動に役立つ情報の提供を行う。

6 雇用就業状況の把握

雇用のミスマッチの解消や適切なサービスの提供のために、利用者への各種の支援情報や就職先情報等を記録、管理する「しごとセンターシステム」を運用するとともに、就業状況などについて追跡調査を行い、雇用施策の検討、運営方法の調整などの基礎資料として活用する。

III 若年者の雇用就業支援

若年者（34歳以下）の雇用・就業支援事業として、東京都しごとセンター事業と国事業（若年者地域連携事業）を効果的に組み合わせ、求職活動支援セミナーや様々な職業体験により職業意識の醸成を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細かなカウンセリングや能力開発等を行うことにより、若年者の就業支援を行う。

利用者全員へのキャリアカウンセリングの定着により、個々人のニーズ・状況に応じた就業支援を強化する。また、若年者と企業の交流の場である「若者企業交差展」の実施や若年者対象の「就職面接会」や「企業説明会」を実施することにより、マッチング機会の場を提供していく。さらに、昨今の厳しい新規学卒者の就職状況を踏まえ、新規学卒（予定）者及び既卒3年以内の若年求職者を対象に早期就業につなげることを目的とした就業支援を行う。

一方、若年無業者等、働く意欲があるにもかかわらず就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に「就活アプローチ事業」を実施し、幅広い支援を実現していく。

事業実施に際しては、東京しごとセンター内に併設のハローワーク飯田橋U-35をはじめとして、教育機関や若者ジョブサポーター企業等の関係機関と密接に連携し、効果的な事業運営を図っていく。

1 キャリアカウンセリング等の実施

利用者全員へのキャリアカウンセリングの定着により、個々人のニーズ・状況に応じた就業支援を強化するとともに、グループカウンセリング等を実施し、個々の希望や状況を踏まえた適切なサービスを提供する。

(1) 個別カウンセリング

若年者の就業に関する専門的な知識・経験を有する就職支援アドバイザーが、担当制により個々の適性や希望、状況等を踏まえたきめ細かな相談やカウンセリングを実施し、若年者の就業支援を行う。また、就職するために必要な基礎知識等をまとめた就職活動の手引きを配布する。

(2) グループカウンセリング

就職活動に際して同じような悩みを抱えている若年者を集め、就職支援アドバイザーのコーディネートのもと、若年者同士が話し合いを通じて問題解決ができるよう、少人数グループによるカウンセリングを実施する。

(3) 若者しごとホットライン

若年者が就職についての悩みを気軽に相談できる電話窓口として、「若者しごとホットライン」を設置し、就職支援アドバイザーが若年者や保護者等から「しごと」に関する相談に応じる。

(4) 就職コミュニティ（就コム！）

同じような状況にある若年者を一つのクラスとし、受講者同士の仲間意識の形成や、相互啓発を図るとともに、就職支援アドバイザーのコーディネートのもと、求職活動支援セミナー、グループカウンセリング、個別カウンセリング等一貫した支援を短期間に集中して実施する。また、プログラム修了後も個別

カウンセリングや就コム P L U S（修了者に対する補講）、就コム N E X T（修了者の懇親会）等により、継続的に支援を行っていく。

(5) 派遣カウンセリング・セミナー

区市町村や大学、専門学校等と連携して、就職支援アドバイザーを派遣し、キャリアカウンセリングやセミナーを実施する。

(6) 新規学卒者等向け企業情報コーナー

情報提供アドバイザーを配置して、新規学卒（予定）者及び既卒3年以内の若年求職者向けに、中小企業等の新卒等求人関連情報を提供することにより、中小企業等へのマッチング支援を行う。また、利用者自らが行う企業研究等に対して、専門的見地から助言等を行う。

2 求職活動支援セミナーの実施

不安定な雇用状況におかれているフリーターや若年失業者等を対象に、求職活動を支援するセミナーを実施する。

(1) 就活基礎セミナー

就職活動を進めるうえでの基礎をつくるとともに、自らの方向性を明確化するため、コミュニケーション力や自己理解、業界研究などのセミナーを実施する（102回）。

(2) ノウハウ集中セミナー

面接や筆記試験対策に集中的に取り組むことで、内定獲得の力をつけられるセミナーを実施する（48回）。

(3) 社会人養成セミナー

即戦力として働くことのできる人材を育成するため、就職後すぐに必要とされる力をつけられるセミナーを実施する（48回）。

(4) 啓発セミナー

区市町村や関係機関等と連携又は時機に応じた企画により、若年求職者を対象に、就職活動スキルの向上や意識啓発を図ることを目的としたセミナーやイベントを実施する（20回）。

3 若者企業交差展

フリーターや若年失業者等を対象に企業理解や自己PR力等を習得するためのセミナーを開催するとともに、企業に対し若年者採用・育成や企業PR強化等のためのセミナーを開催する。さらに、若年者と企業との出会いの場を提供し、両者のマッチングを図る契機として交流会を実施する（10回）。

4 インターンシップ

職業選択の過程の一つとして、若者ジョブサポーター企業等、都内企業において5日～20日程度のインターンシップを実施することにより、職業体験の場を提供する（70人）。

5 能力開発コースの実施

就業にあたって必要となる技術・技能を身につけ、就業に結びつけるため、資格取得のための支援等を行う能力開発コースを実施する（50人）。

6 就職面接会

公共職業安定所等と連携し、若年者を対象とした就職面接会を実施する（7回）。

7 情報の提供等

インターネット上で提供されている様々な情報を検索できるパソコン及び適性診断、履歴書作成用のパソコン、関連書籍を設置し、自分にあった職業探しのサポートを行う。

8 高校生向け就職支援対策の実施

しごとセンターのノウハウを活用した高校生等に対する就職支援を実施する。

(1) 直前面接対策セミナー

就職活動中の3年生を対象に、企業の選考開始直前及び公共職業安定所主催の合同面接会直前に、模擬面接を中心としたセミナーを行う（2回）。

(2) 進路指導者向けセミナー

高等学校の進路指導担当者を対象に、就業支援スキルの向上を目的としたセミナーを行う（2回）。

(3) しごとセンター就活体験

就職希望の2年生を対象に、早期に就業や就職活動の理解を深め、円滑な就職活動に繋げるためのしごとセンター施設案内及び体験セミナーを行う（5回）。

9 新卒未内定者等向け特別支援事業

新卒未内定者等を対象に、中小企業への誘導を図り、早期就業につなげるための特別支援事業を実施する。

(1) 就活力強化プログラム（新規）

就職活動を効果的に進め、また、就職後も働き続けられる人材を育成するため、グループワークを中心とした連続講座を実施し、就職活動の基盤となる「働くことへの意欲」や「自ら考え動く力」の向上を図る（区部4期、多摩地区2期）。

(2) 就活ノウハウセミナー

事業内容や将来性等の視点による企業の選び方を習得するとともに、履歴書作成のポイント等就職活動を再確認できるセミナーを行う（区部11回、多摩地区4回）。

(3) 面接対策セミナー

東京都及び東京労働局が主催する新規大卒者等合同就職面接会等を通じた就職決定を支援するため、就職面接会の効果的な活用方法の習得及び模擬面接講座をセットにしたセミナーを行う（区部15回、多摩地区5回）。

(4) 合同企業説明会

新卒未内定者等と採用に意欲的な中小企業等が直接交流できるプレマッチングの場としての合同企業説明会を実施する（区部 10回、多摩地区 5回）。

(5) 大学等就職支援者向けセミナー（新規）

東京しごとセンターの就職支援に関するノウハウを活用し、大学等のキャリアセンター職員を対象に、新卒者等の就職支援に関するセミナーを実施する（2回）。

10 就活アプローチ事業

仕事による社会的自立が必要であるにもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若年者を対象に、専門的なノウハウを有する機関を活用し、就業に向けた自信と意欲を高めていくための支援メニュー及び就業支援機関等で支援に携わっているスタッフ向けのセミナーを実施する。

(1) ワークスタート支援プログラム

専門スタッフが常駐し、個別相談や就業に必要な基礎的スキルを身につけるためのメニューと就業体験等を組み合わせたカリキュラムを実施する。カリキュラム修了後は、東京都しごとセンターのサービスにより就業支援を行うとともに、利用状況について追跡調査を行う（60人：15人×4回、1回あたり7週間のプログラム）

(2) 支援者向けセミナー

ワークスタート支援プログラムの周知や就業支援に関するノウハウの提供を図るため、若年者就業支援に携わるNPOや行政機関等のスタッフに対するセミナーを実施する（2回）。

11 若年者の職場定着支援

入社後概ね3年以内の若年者を対象に、継続就業の動機付けとキャリア形成支援に資するセミナーを実施するとともに、相互交流会を実施し、若年者の職場定着の促進を図る（20回）。

12 新卒特別応援窓口

高校・大学等を平成24年3月に卒業した者及び既卒3年以内で就職先が決まっていない者を対象に「新卒特別応援窓口」を設置し、個別カウンセリングや各種セミナー等の支援を実施する。また、当窓口に係る事業として、実際に企業を訪問する「企業ツアーア」を、ハローワークとともに実施する（24年1月10日から24年6月末日まで）。

13 企業説明会

職業選択及び企業研究等に寄与することを目的として、若年者と企業の接点の場となる企業説明会を実施する（3回）。

14 公共職業安定所と連携した職業紹介事業の実施

ハローワーク飯田橋U-35を東京都しごとセンター内に併設し、求人情報の提供・職業紹介等を行うとともに、密接に事業連携することにより、総合的かつ効果的な雇用・就業支援を推進する。

15 若者ジョブサポーター事業

企業等と行政の関係者が一体となって若年者雇用の問題に取り組むことを目的としている。若者の職業的自立を支援する取組を行う意思のある企業等を「若者ジョブサポーター」として登録・組織化していく。また、メールマガジンを活用し、財団や都が行う若年就業支援事業に関する情報提供を行うほか、財団や都が行う事業への協力依頼を行う。

IV 中高年者の雇用就業支援

中高年者（30歳から54歳）の雇用・就業支援事業として、豊富なノウハウを持つ民間就職支援会社に業務を委託し、早期の再就職を支援する。就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリングや求職活動支援セミナー、コミュニケーションスキルやキャリアデザインなどのビジネススキルに関する講座、民間就職支援会社の独自の求人情報の活用を含めた職業紹介など、個々の状況を踏まえたきめ細かい総合的な再就職支援サービスを提供していく。

1 就職支援アドバイザーによる支援

民間就職支援会社の持つ求人情報と豊富なノウハウ等を活用し、再就職を目指す中高年者を対象として、専門のアドバイザーによるキャリアカウンセリング、本人の適性等を踏まえた適切なサービス（ライフプラン・キャリアプラン作成への助言・指導、能力・適性の分析等）の提供、独自のノウハウにより取得した業界動向や求人情報の提供、具体的な職業紹介等の支援を行い、早期再就職を図る。

また、合同面接会を開催し、効率的なマッチングの機会を提供する。

2 求職活動支援セミナーの実施

雇用・就業状況の解説、今後の就職活動目標の設定と就職活動計画の作成等の自己理解を促すためのセミナーや、履歴書・職務経歴書等の書き方、面接対処方法、求人情報の検索方法等の効果的な就職対策を学ぶセミナーなど、多様なメニューを豊富に提供し、中高年者の再就職活動を支援する。

(1) 小規模セミナー

日々のカウンセリングから共通の課題を抽出してテーマを設定するなど、カウンセリングとセミナーとの相乗効果を狙った内容として実施する（300回）。

(2) 長期利用者向けセミナー

初回利用日から6か月以上経過した未決定者を対象に、これまでの就職活動を振り返り、これから効果的な活動計画を立てる内容で実施する。グループワーク手法を取り入れ、活動の長期化により低下したモチベーションの向上を図る（24回）。

(3) 自律活動支援プログラム（新規）

自ら積極的に就職活動を進められる利用者を対象に実施し、グループワークを通して利用者のペースで早期就業の機会を拡大する（24回）。

(4) 大規模セミナー

労働市場の現状や求職活動の進め方など、求職活動に必要な情報、ノウハウ等を広く提供する。（6回）。

3 能力開発コースの実施

雇用のミスマッチを解消し、中高年の再就職を能力開発の面からサポートするため、コミュニケーション能力やキャリア開発などの再就職基礎講座、パソコンスキルの向上を図るためにスキルアップ講座、資格取得等支援講座を実施する。

- (1) 再就職基礎講座 (300人)
- (2) スキルアップ講座 (200人)
- (3) 資格取得等支援講座 (200人)

4 情報の提供

インターネット上で提供されている様々な情報を検索できるよう情報検索用のパソコンを設置し、求職活動に活用できる情報を提供する。

V 高年齢者の雇用就業支援

高齢者（55歳以上）の雇用・就業支援事業として、公共職業安定所等と連携し、きめ細かな就業相談・職業紹介を実施する。また、都民ニーズや求人ニーズの高いコースを厳選して人材開発コースを実施する。さらに、ライフプランの作成から再就職活動のノウハウまで総合的な情報提供を行う再就職支援総合セミナーや、専門スキルと実務経験を持つ人材と中小企業をマッチングさせる中小企業エキスパート人材開発プログラムを実施し、高齢者に対する再就職活動を支援する。

1 就業相談

(1) 就業相談・職業紹介

失業又は転職を余儀なくされた高齢者や、退職後の新たな方向を模索する高齢者などに対し、職歴や現状、希望条件等をふまえたきめ細かな就業相談を行うとともに、公共職業安定所と連携して求人情報の提供・職業紹介を実施し、早期の再就職を図る。

(2) キャリアカウンセリング

キャリアカウンセラーの資格を持った就職支援アドバイザーが、求職活動の問題点を整理し、高齢者が方向性を見出すことができるよう助言する。

(3) ミニ就職面接会等

求人・求職のマッチングの機会を充実し、効率的に就業促進を図るため、公共職業安定所と連携し、ミニ就職面接会を実施する（随時）。また、相談技法の質的向上を図るため事例検討会を実施する。

(4) 再就職支援ツールの開発・実施

再就職にあたり、自己理解を促し、就業相談に活用するためのツールを開発し、実施する。

2 再就職活動支援セミナー等

多様な求職ニーズに対応するため、再就職活動のノウハウをはじめ、スキルアップ、未経験業種・職種への理解を深めるための各種セミナー等を開催し、就業相談ともリンクさせた各種サービスを展開する。

(1) 基本セミナー

応募書類の書き方や面接のポイントなど、求職活動の基本となる分野のセミナーを実施する（毎週定例開催）。さらに就業相談の中で個別指導を行うことにより、より一層の就業促進を図る。

(2) 業界セミナー

高齢者に対する求人ニーズが高い職種について、業界関係者を講師とした業界セミナーを実施し、職業理解を深める（5回）。

(3) 経験者交流会

高齢者に対する求人ニーズが高い職種で就職が決まった採用者を招き経験者交流会を実施し、職種転換に対する不安を解消する（5回）。

(4) 再就職応援セミナー（新規）

おもに 65 歳以上を対象に、雇用就業の現状を理解してもらうとともに、再就職を果たした方の体験談や意見交換を通して就職活動の不安感や疑問点を払しょくし、活動意欲を高める。

3 定年等退職者向け就業支援総合セミナー

定年退職後の働き方をテーマに、ライフプランの作成、高齢者の労働市場、再就職活動のプロセスやノウハウ等を網羅した総合的な情報提供を行い、今後の働き方を選択する際に必要な知識等を付与することで、再就職を支援する（6回）。

4 中小企業向けエキスパート人材開発プログラム

少子高齢化が進展するなかで社会経済の活力を維持していくためには、高齢者の能力・経験を活用する仕組みを整備することが必要である。専門能力と実務経験を持つ人材と人材不足の中小企業をマッチングさせ、中小企業へ人材を提供していくための新たなシステムを構築し、高齢者の再就職を支援する。

具体的には、大手・中堅企業において営業・販路拡大、人事労務、会計・経理、製品開発などの専門分野の実務経験を積んだ人材を対象に、中小企業における経営戦略や財務・税務、労務管理、営業、コーチングなど、中小企業で働くために必要な基礎的スキルを付与し、中小企業等へのマッチングを図る。さらに、プログラム修了者の人材情報を広く提供し、就職に向けた面接会を実施する。

5 中小企業向け人材開発コース（高年齢者のための就職支援講習）

中小企業が必要とする人材を確保するとともに高齢者の就職機会の拡大を図るため、高齢者活用に意欲のある事業主団体との協働関係のもとに、都民ニーズや求人ニーズの高い職種について人材開発コースを実施する。

(1) 中小企業向け人材開発コースの開発等

ア 高齢者活用に関する調査等

高齢者雇用の実態、雇用の意向等の把握を目的とした需要調査等を必要に応じ実施する。さらに、高齢者活用に意欲のある団体とコースの実施に向けた覚書を締結し、協働関係団体とする。

イ コースの開発・改善

協働関係団体から推薦された委員等で構成する人材確保共同プロジェクト推進委員会を設置し、協働関係団体加盟企業における人材ニーズを把握する。

また、協働関係団体加盟企業関係者等で構成するコース開発プロジェクトを設置し、協働関係団体加盟企業の人材ニーズを基にコースを開発するとともに、社会経済状況の変化に対応するため、必要に応じて既設コースを見直し、コース改善を行う（開発・改善：2コース 延べ10回）。

さらに、情報交換を行うための協働関係団体等連絡会議を開催する。

(2) コースの実施

働く意欲のある高齢者を対象に、企業が求める人材として必要な基本的知識、技術・技能を付与し再就職を支援する、短期間の就職前準備講習を実施する。

講習修了時には原則として、協働関係団体加盟企業の求人事業所との合同面接会を公共職業安定所と連携して行い、就職に結びつけていく。

(コースの実施規模)

区分	内容
実施回数 実施コース	18回（昼16回、夜2回） (昼間コース) マンション管理員、ビル清掃スタッフ、施設警備スタッフ、駐車場スタッフ、植木職アシスタント、ケアスタッフ(ヘルパー2級)、実践的ヘルパー2級、病院食調理アシスタント、調理業務アシスタント、保育補助員等 (夜間コース) ビル清掃スタッフ、施設警備スタッフ
日 数	1コース 平均15日
定 員	計 520人

6 はつらつ高齢者就業機会創出支援事業

地域における高齢者の就業支援を円滑に進めるため、東京都の「はつらつ高齢者就業機会創出支援事業」によって、区市町村が補助する公益法人等（以下「アクティブシニア就業支援センター」という。）に対し、求人情報や高齢者就業に関する情報等を提供する（平成23年度末現在15ヶ所）。

また、合同就職面接会の共催、相談担当職員の研修、定期的な連絡会議の開催及び求人情報の有効活用に関する情報提供等により、アクティブシニア就業支援センターの安定的、自立的な事業運営に向けた支援を行う。

7 区市町村と連携した高齢者向け再就職支援セミナー等の実施

高齢者向け再就職支援セミナーや個別相談会などを区市町村と共同で開催し、企画、ノウハウ提供等の支援を行い、地域における高齢者の就業促進を図る（P29再掲）。

VI 女性の再就職支援

団塊の世代の大量退職や少子化の一層の進行に伴い、労働力の維持・確保が課題となっている。一方で、出産を契機に働く女性の約7割が退職するなど、女性の年齢別労働率は、結婚・出産・育児期が谷となるM字型となっている。また、パート・アルバイト・派遣労働など女性就業者に占める非正規雇用の割合は上昇傾向にある。女性の再就職、なかでも正規雇用としての再就職は、離職ブランクやキャリアの蓄積機会に乏しかったこと等による業務スキルの不安、求人企業側・求職者双方にある職場定着への不安、子育て中の女性が就職活動を行う際の保育先の確保などがネックとなり困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、東京都しごとセンターでは、女性の再就職活動へのカウンセリングをはじめ、ビジネススキルや専門スキルを付与する能力開発、離職ブランクを回復するための職場体験など総合的な支援を実施し、女性の能力発揮、女性労働力の開発・活用、仕事と家庭の両立支援への取組みを実施する。

1 女性専用就職支援アドバイザーによる支援

女性の再就職活動を阻害する要因ともなっている育児や介護等の家庭事情の解決に向けた相談窓口の案内や、仕事と家庭の両立を図るための多様なワークスタイルの助言などに対応できる就職支援アドバイザーを設置し、個々の状況を踏まえた適切なサービスを提供する。

2 女性の再就職支援セミナーの実施

自己分析、就業形態の選択、ビジネスマナー、受け入れられやすい自己表現方法、業種・業界研究など、女性が就職活動をするまでの考え方や方向性の選択、ノウハウ等を学ぶための情報提供セミナーを区市町村との連携などにより都内各所で実施する（240人）。

3 女性再就職サポートプログラムの実施

結婚や出産、子育てなどで長期の離職ブランクのある女性など本人の自立的な活動を促す支援だけでは再就職が困難な女性求職者を主な対象として、就職活動のノウハウをはじめ、ビジネススキルや経理事務、営業事務などの専門スキルを付与する職種別能力開発、離職ブランクを埋め、自信を回復するための職場体験や企業人事担当者等との交流会を組み合わせた総合的な支援プログラムを実施する（区部200人・多摩地区100人）。

また、サポートプログラム終了後、一定期間を経過しても未就職な修了生に対して、グループワークなどを中心としたフォローアップセミナーを実施し、就職活動へのモチベーションアップを図り就職へつなげる（区部50人・多摩地区50人）。

(1) 女性再就職サポートプログラム

区分	内 容
実施回数	12 コース（区部 8 コース・多摩地区 4 コース） 例：経理事務、営業事務、人事労務事務等
日 数	1 コース 10 日
定 員	各 25 人 計 300 人

(2) 女性再就職サポートプログラムフォローアップセミナー（新規）

区分	内 容
実施回数	4 回（区部 2 回・多摩地区 2 回）
日 数	1 回 1 日
定 員	各 25 人 計 100 人

4 利用者向け託児サービスの実施

子供連れでもしごとセンターの各種就業支援メニューを利用できるよう、東京しごとセンター内で託児サービスを実施し、子育て中の女性の就職活動を支援する。

5 情報の提供

仕事と家庭の両立支援コーナーに、国や区市町村を始め、他の就業支援機関が実施している女性向けの相談窓口や能力開発セミナー等の情報、書籍等の閲覧スペースを設置し、女性向けの再就職支援情報や両立支援に係る情報を提供する。

VII 就職氷河期世代特別支援

バブル経済崩壊後から2000年代初めにかけての就職氷河期に正社員として就職できなかった、または就職しなかったために、パート・アルバイト・派遣などの非正規雇用での職歴が長く、ビジネススキルが低い、キャリア未構築の概ね30歳代の求職者の方を対象に、キャリアカウンセリングにより個々の要望等を踏まえた助言や職業紹介を行うとともに、就職活動のレベルに応じて受講メニューを選択できるグループワークやパソコン講座により就職に必要なスキルの習得を図るなど、再就職に向けた支援を行う。

1 就職支援アドバイザーによる支援

民間就職支援会社の持つ求人情報と豊富なノウハウ等を活用し、正社員の経験が少ない就職氷河期世代の求職者を対象として、専門のアドバイザーによるキャリアカウンセリング、本人の適性等を踏まえた適切なサービス（ライフプラン・キャリアプラン作成への助言・指導、能力・適性の分析等）の提供、独自のノウハウにより取得した業界動向や求人情報の提供、具体的な職業紹介等の支援を行い、正規雇用での早期再就職を図る。

2 求職活動支援セミナーの実施

応募書類の作成、面接等における自己アピールの方法や労働市場の現状など、求職活動に必要な情報を提供する（6回）。

3 セレクト就コムの実施

キャリアの棚卸し、応募書類の作成、面接のトレーニング、職場訪問等、受講者の就職活動のレベルに合わせたメニューをグループワーク形式で提供し、今後のキャリアの方向性の明確化を図るとともに、正規雇用での就職に結びつけるため、修了後に合同面接会を開催する（30回、区部18回・多摩地区12回）。

4 パソコン講座の実施

就職にあたって必須要件とされているパソコンスキルを身につけ、就職力の向上を図るため、パソコン講座を実施する。

- (1) スキルアップ講座 （130人）
- (2) 資格取得等支援講座 （80人）

VIII 中高年正規雇用離職者早期再就職支援

本事業は、離職後の再就職活動期間が長期化するほど再就職が困難になる傾向があることを踏まえ、中高年層のうち正規雇用離職者で正規雇用での再就職を希望する者を対象に、カウンセリングを実施した上で、就職につなげるための支援セミナーや面接会を行う。

1 就職支援アドバイザーによる支援

民間就職支援会社の持つ求人情報と豊富なノウハウ等を活用し、正規雇用での再就職を目指す中高年層の正規雇用離職者を主な対象として、専門のアドバイザーによるキャリアカウンセリング、本人の適性等を踏まえた適切なサービス（ライフプラン・キャリアプラン作成への助言・指導、能力・適性の分析等）の提供、独自のノウハウにより取得した業界動向や求人情報の提供、具体的な職業紹介等の支援を行い、早期再就職を図る。

2 就職面接会等

(1) 正規雇用離職者向けセミナー

就職面接会に向けて、求人市場の現状認識等についてのセミナーを実施する。

(2) 就職面接会

中高年層の正規雇用離職者を主な対象として、就職面接会を開催する。

IX 東京都しごとセンター多摩事業

多摩地域における雇用・就業支援拠点として、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者に対し、キャリアカウンセリング・求職活動支援セミナー・求人情報の提供・職業紹介等、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供する。

また、身近な地域における支援が特に有効である、フリーターや女性、定年等退職者に対する支援や、平日に時間が取れない方向けの支援に加え、企業の内定を得られていない新卒未内定者に対する支援を効果的・効率的に実施する。

さらに中小企業団体や行政機関等と連携し、地域に出向いた就職面接会を実施するなど地域に密着した事業の展開を図る。

1 総合相談サービス

(1) 総合案内

利用者が各種事業の内容を理解し、最適なサービスを受けることができるよう案内を行う。

(2) 情報コーナーの運営

パソコンでの応募書類作成や情報検索のほか、求人情報誌等の書籍を閲覧できるコーナーを設置し、求職活動に役立つ情報の提供を行う。

(3) 事業所相談

事業所向けサービスとして、人材活用に関する相談に応じるとともに、委託事業者と連携して求人申込みの支援を行う。

2 就職支援アドバイザーによる支援

民間就職支援会社の持つ豊富なノウハウ等を活用し、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者に対して、就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリング、就職ノウハウのアドバイス、求人情報の提供など、きめ細かな就職支援を行い、早期の就職を支援する。

3 就職ノウハウセミナーの実施

就職活動の進め方、自己理解、履歴書・職務経歴書等の応募書類の書き方、面接対処方法等、就職ノウハウを身につけるためのセミナーを各年齢層のニーズにあわせて実施する（各年齢層 月 1 回）。

4 能力開発コースの実施

就職にあたって必要なパソコンの技術・技能を身につけるための能力開発コースを実施する（24回）。

5 土曜就活セミナーの実施

平日の来所が困難な求職者に対し、就職活動に役立つテーマを毎回設定し、効率的に就職活動スキルの習得を図ることができるよう、土曜就活セミナーを実施する（40回）。

6 ターゲットを絞ったサービス

身近な地域における支援が特に有効である、フリーターや女性、定年等退職者に対する支援を効果的に実施していく。

また、女性再就職支援セミナーでは、子育て中の女性が受講しやすいよう託児サービスを実施する。

- (1) フリーター向け短期集中就業支援プログラム（3回）

- (2) 女性の再就職に対する支援

- ア 再就職支援セミナー（3回）

- イ 再就職サポートプログラム（4コース・100人）（P 40 再掲）

- ウ 再就職サポートプログラムフォローアップセミナー（2回・50人）（P 40 再掲）（新規）

- (3) 定年等退職者向け再就職支援セミナー（3回）

- (4) 就職氷河期世代特別支援 セレクト就コム（12回）（P 42 再掲）

- (5) 新卒未内定者等向け特別支援（P 32 再掲）

- ア 就活力強化プログラム（2回）（新規）

- イ 就活ノウハウセミナー（4回）

- ウ 面接対策セミナー（5回）

- エ 合同企業説明会（5回）

7 新卒特別応援窓口

高校・大学等を平成24年3月に卒業した者及び既卒3年以内で就職先が決まっていない者を対象に「新卒特別応援窓口」を設置し、個別カウンセリングや各種セミナー等の支援を実施する。また、当窓口に係る事業として、実際に企業を訪問する「企業ツアーや」を、ハローワークとともに実施する（24年1月10日から24年6月末日まで）。

8 地域と連携した就業支援事業

地域の関係機関と連携を図り、各種事業を共同で展開することで、より効果的な就業支援を実施し、雇用のミスマッチの解消を図る。

- (1) 就業支援事例検討会

市町村の就業支援担当者向けに、就業支援における課題について検討する事例検討会を実施する（2回）。

- (2) 企業向けセミナー

中小企業団体等と連携し、多摩地域の企業に対して、若年者の人材育成やフリーターの正社員化に取り組む好事例を紹介する等のセミナーを実施する（1回）。

- (3) 企業説明会

多摩地域の企業が求める人材像や企業PR等を行う場を設け、求職者の企業に対する理解を促進し、多摩地域の中小企業等へ誘導する（1回）。

- (4) 就職面接会

多摩地域の中小企業等への人材供給と、求職者への就職機会の提供を目的として就職面接会を実施する（合同就職面接会4回・地域就職面接会12回）。

【IV】緊急就職支援事業の推進（平成23年度～平成25年度）

東京都は平成23年度補正予算において、東日本大震災の直接的・間接的影響により就業支援が必要となった者に対し重点的に就職支援するため、緊急就職支援事業を実施することとした。

財団は東京都からの出捐を受け、基金を創設した事業を引き続き実施する。

1 専門相談員「ジョブコーディネーター」の配置

企業の人事担当OB等の「ジョブコーディネーター」を配置し、求人情報の提供や就職活動に関する相談・助言等を行うとともに、就職後も職場訪問等により継続的な支援を行う。

2 就職支援メニューの実施

専門相談窓口において、各種セミナーや就職面接会、職場見学等の各種就職支援メニューを組み合わせ、一人ひとりの状況にきめ細かく対応した就職支援を行うとともに、関係機関と連携し、被災者等に行政情報や能力開発情報等を提供する。

3 採用企業への支援

支援対象者を採用した企業に対し、ジョブコーディネーターが人材活用や人材育成等に関する相談・助言及び情報提供を行う。

また、正社員など期間の定めのない雇用契約又は6か月以上の有期雇用契約により6か月以上雇用した企業に対して助成金を支給する。

【収1：損害保険の代理業】

シルバー人材センター会員等に係る損害保険に関する代理業

シルバー総合保険事業は、シルバー人材センター及び会員のための傷害及び賠償責任保険等を取り扱う。

財団が損害保険代理業として、シルバー人材センターとの保険契約の締結、事故処理等の相談を行うとともに、安全就業に関する普及啓発を行いシルバー保険制度の安定的運営を図ることでシルバー人材センターの経営を支援する。

また、代理店手数料収入を活用した公益目的事業等を実施する。

1 シルバー総合保険代理業の実施

(1) 取扱保険

ア シルバー総合保険

シルバー人材センター団体傷害保険、シルバー人材センター賠償責任保険

イ その他の損害保険

シルバー人材センター事業に係る役員賠償責任保険、レクリエーション保険、自動車保険、自動車管理者賠償責任保険等

(2) 主な業務

上記保険の代理店として、下記の業務を行う。

ア 保険契約の締結（加入手続き）、保険料の領収・管理・精算

イ 保険契約の維持・管理

ウ 事故通知の受付、保険会社への事故報告、保険金請求手続きへの協力

エ 照会・苦情への対応、保険相談等

オ シルバー総合保険等に関する研修

2 代理店手数料収入を活用した事業の実施

(1) シルバー人材センター団体傷害保険の損害率に関する調査委託

外部専門家に調査を委託して、内在する問題点を顕在化させ、事故未然防止策の検討を行うと共に、各シルバー人材センターで活用できる事故未然防止チェックポイント集を作成する。

(2) 安全就業の推進に向けた支援

ア シルバー人材センターに事故未然防止チェックポイント集を配布し、活用に向けた研修を行う。

イ 事故の分析

ウ 事故分析に基づく会員の安全就業及び事故防止に資する講習等を実施する。

(3) シルバー総合保険に関する周知・安全就業の推進に向けた支援

保険手続き等に関する手引き、ちらし他を作成する。

(4) 事故対応等に関する法律相談

事故対応等について弁護士による専門相談を実施する。